

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B0681-1	製品の幾何特性仕様(GPS)－表面性状－第一部:表面性状の指示	Geometrical product specifications (GPS) — Surface texture: Areal — Part 1: Indication of surface texture	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、三次元表面性状の「図示方法」について、ISO 25178-1を基に規定した規格である。これまで表面性状測定は二次元のプロファイル方式が主流であったが、加工部品の精密化に伴い表面性状を面で評価する三次元表面性状の規格が必要になった。特に光学式(電磁波を使用する方式)測定機は、すでに三次元表面性状での評価ができるようになっている。これまで三次元表面性状測定に対応するために、三次元表面性状パラメータ(B 0681-2)および仕様オペレーター(B 0681-3)のJISを制定してきたが、「図示方法」の制定については未着手であった。そのためISO 25178-1を基にした三次元表面性状の「図示方法」のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 ・三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内産業において三次元表面性状の活用が促進され、製品の高機能化が促進される。 ・三次元の表面性状の図示が標準化されることにより、国内の産業界において三次元表面性状の要求事項を指示する場合の図示記号の構成 ・三次元表面性状パラメータに関する定義 ・座標系 ・デジタル製品定義データ	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・三次元表面性状の指示のための図示記号 ・三次元表面性状の要求事項を指示する場合の図示記号の構成 ・三次元表面性状パラメータに関する定義 ・座標系 ・デジタル製品定義データ	ISO 25178-1:2016	IDT	第2条の該当号: 2(製図方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年4月	2		
JSA	06 電子	制定	C5954-6	光伝送用能動部品－試験及び測定方法－第6部:複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 6: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まっている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間に製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの試験および測定方法 5 複心レーンでの試験に関する注意事項	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月	4				

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定改正廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	電子	C5954-7	光伝送用能動部品一試験及び測定方法 - 第7部: 単心波長多重並列伝送リンク用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 7: Optical transceiver modules for single fiber parallel transmission link with wavelength division multiplexing	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つに、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な単心波長多重並列伝送(1波長当たり10Gbit/s～25Gbit/sのデータレートをもつ複数の波長を1本のファイバに通して伝送)があり、現在急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まっている。そのため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの試験および測定方法 5. 附属書(送信及び受信特性標準表)	-			第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	33.180.20	4
JSA	06 電子	電子	C5955-2	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート - 第2部: 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standard template - Part 2: Optical transmitting and/or receiving modules for multi fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つとして、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な複心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)があり、現在、その生産拡大とともに急速に普及が進んでいる。しかししながら、既存のJIS C 5955-1は、この複心並列伝送リンクで新たに規定された性能項目を網羅していない。そのため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、複心並列伝送リンクの性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、急速に普及が進んでいる製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 複心並列伝送リンク用光送・受信モジュールの性能標準テンプレート			第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月		4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電子	制定	C5955-3	光伝送用能動部品一性能標準テンプレート－3部:单心波長多重並列伝送リンク用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices –Performance standard template –Part 3: Optical transceiver modules for single fiber parallel transmission link with wavelength division multiplexing	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールには、JIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ本当たり10Gbit/s)が主に使用されていたが、通信容量の急速な増加に伴い、伝送リンク台当たりの通信容量を拡大可能な单心並列伝送リンク(ファイバ本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)の導入が急速に進んでいる。しかしながら、既存のJIS C 5955-1では、この单心波長多重並列伝送の性能項目を適用対象としておらず、この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、单心波長多重並列伝送の性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 单心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの性能標準テンプレート	—	—	第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	33.180.20	4	
JSA	06 電子	制定	C6870-2-30	光ファイバケーブル－第2-30部:屋内ケーブル終端ケーブルアセンブリに使用するテープ形光ファイバコード品種別通則	Optical fiber cables –Part 2-30: Indoor cables –Family specification for optical fiber ribbon cables for use in terminated cable assemblies	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ベースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対して標準化作業が継続されており、これに対応してJISの制定、改正及び見直しが行われている。 この規格は、屋内用テープ形光ファイバケーブルについて規定するもので、JIS C6839として2003年に制定されているが、この対応国際規格であるIEC 60794-2-30が市場の実態に対応して2019年に改訂されたこと、及び引用している光ケーブルの機械特性試験に関する規格(JIS C 6851)が2019年に分割され、JIS C 6870-1-2、JIS C 6870-1-21、JIS C 6870-1-22、JIS C 6870-1-23及びJIS C 6870-1-24に移行されたことから、これらの変更に即した内容に改める必要がある。 なお、屋内ケーブルの国際規格の番号体系が総則(IEC 60794-2)、品種別通則(IEC 60794-2-10, IEC 60794-2-20及びIEC 60794-2-30)となっているのに對し、JISの体系は総則(JIS C 6870-2)、品種別通則(JIS C 6870-2-10, JIS C 6870-2-20及びJIS C 6839)となっており、整合していないため、今回、JIS C 6839を廃止し、JIS C 6870-2-30として新たに制定するものである。	【期待効果】 制定することにより、最新の市場実態が反映されることとともに、国際規格との整合性が得られることがから、生産の合理化及び取引の円滑化並びに、国際競争力の強化に繋がることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 種類及び形名 5. テープ形光ファイバコードの構造 6. テープ形光ファイバコードの寸法 7. テープ形光ファイバコードの試験及び要求事項	JIS C 6839:2008	IEC 60794-2-30:2019, Optical fibre cables –Part 2-30: Indoor cables –Family specification for optical fibre ribbon cables for use in terminated cable assemblies	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、品質、構造、試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.10	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C60068-2-5	環境試験－電気・電子－第2～5部：地上レベルでの疑似日射並びに日射試験及び耐候試験の指針(試験記号 S)	Environmental testing - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	【制定・改正する理由(必要性)】この規格の目的是、電気・電子機器に関する機器またはコンポーネントが実際の最終用途環境で、日光または窓ガラスを通した日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を再現することである。この制定原案の対応国際規格は、1975年に第1版が発行されてから、国際照明委員会によって発行されたテクノロジカルの規格や太陽スペクトルの情報の取り入れ、熱影響試験以外に耐候性試験を取り入れるなどの改訂をした第3版が2018年に発行された。携帯電話の普及や自動車の電子化に伴う電子製品・機器に対応した、促進耐候試験としての活用が期待されることから、この規格を制定する必要がある。	【期待効果】この規格の制定によって、電子機器や電子部品が日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を再現することである。この制定原案の対応国際規格は、1975年に第1版が発行されてから、国際照明委員会によって発行されたテクノロジカルの規格や太陽スペクトルの情報の取り入れ、熱影響試験以外に耐候性試験を取り入れるなどの改訂をした第3版が2018年に発行された。携帯電話の普及や自動車の電子化に伴う電子製品・機器に対応した、促進耐候試験としての活用が期待されることから、この規格を制定する必要がある。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 総論 5 試験方法Sa:熱影響試験 6 試験方法Sb:ぬれの有無による耐候性試験 7 製品規格に規定する事項 8 試験報告書に記載する事項	IDT	IEC 60068-2-5:2018, ENVIRONMENTAL TESTING - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月	4		
JSA	05 電気	制定	C60695-11-11	火災危険性試験－電気・電子－第11～11部－非接触火炎源による着火に必要な熱流束の測定方法	Fire hazard testing - Part 11-11: Test flames - Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	【制定・改正する理由(必要性)】現在、電気・電子機器等の故障によって発生する小さな炎に対する影響(C60695-11-5:ニードルフレーム試験方法)及び発生後の炎の相対的な燃焼挙動(C60695-11-10:50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法)などの火災発生源を模擬した試験方法が採用されているが、製品及び材料の着火性状を実際の火災で起こる入射熱流束によって評価する方法は確立されていない。そのため、実際の火災で想定される加熱強度(入射熱輻射)に対する製品及び材料の着火性状を、最新の火災安全学に則った熱流束を用いて試験し評価する方法を標準化する必要がある。 この評価方法について、我が国からIEC/TC89に国際提案し、2021年内にIEC 60695-11-11として発行される見込みであるため、この規格を対応国際規格としてJISを作成する。	【期待効果】この規格の制定によって、従来の火災発生源を模擬するのではなく、最新の火災安全学に則って、火災に対する定量的安全性評価方法の規格ができ、この評価方法による火災安全性の知見に基づいて電気・電子製品が製造されることによって、火災に対する安全性の高い製品を消費者に提供できる。これによって、安全・安心な社会ニーズに貢献できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験原理 5 試験装置 6 試験試料 7 試験条件 8 試験方法 9 試験結果の評価 10 データの精確度 11 試験報告書	IDT (改訂中)	IEC 60695-11-11:2021 (改訂中) Fire hazard testing - Part 11-11: Test flames - Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する評価方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月	4		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電子	制定	C61280-1-4	光ファイバ通信サブシステム試験方法－第1～4部：一般通信サブシステム－光源エンサークルドフラックス測定法	Fiber optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、マルチモード光ファイバリンクで使用される光源のエンサークルドフラックス測定法について規定するものである。 クラウドコンピューティング、オンドマンド配信、SNSなど様々な高付加価値ICTサービスの浸透により、膨大なデータを扱うデータセンターは、近年急速に拡大しており、そのデータ通信は、マルチモード光ファイバを用いる低コストで高速大容量な光ファイバリンクによるデータコム技術によって支えられている。 このマルチモード光ファイバリンクの損失及び通信特性的特徴付けにおいて、測定のばらつき及び測定機器ごとの誤差を低減するためにマルチモード光ファイバの励振状態を規定する測定基準としてエンサークルドフラックスが開発され、一般的に用いられるようになった。このような背景から、この測定方法の国内での普及及び統一化推進のため、先に制定された国際規格を基礎として、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格は、マルチモード光ファイバリンクで使用される光源のエンサークルドフラックス測定法について規定するものである。 クラウドコンピューティング、オンドマンド配信、SNSなど様々な高付加価値ICTサービスの浸透により、膨大なデータを扱うデータセンターは、近年急速に拡大しており、そのデータ通信は、マルチモード光ファイバを用いる低コストで高速大容量な光ファイバリンクによるデータコム技術によって支えられている。 このマルチモード光ファイバリンクの損失及び通信特性的特徴付けにおいて、測定のばらつき及び測定機器ごとの誤差を低減するためにマルチモード光ファイバの励振状態を規定する測定基準としてエンサークルドフラックスが開発され、一般的に用いられるようになった。このような背景から、この測定方法の国内での普及及び統一化推進のため、先に制定された国際規格を基礎として、JISを制定する必要がある。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.記号 5.試験装置 6.試料及び標本 7.幾何学的校正 8.測定試験手順 9.エンサークルドフラックスの計算 10.結果 11.仕様情報 附属書A 測定感度の考察 附属書B マイクロポジショナを用いた幾何学的校正の理論 附属書C マイクロポジショナを用いた幾何学的校正手順	IEC 61280-1-4:2009, Fibre optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.01	5	
JSA	06 電子	制定	C61300-3-53	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3～53部:検査及び測定－マルチモード導波路(光ファイバを含む)からの二次元ファーフィールドデータに基づくエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)測定方法	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-53: Examinations and measurements - Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fiber)	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、マルチモードの光ファイバ及び光導波路は、日本国内も含めて、データセンターや車載用途といった、比較的短距離の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用が拡大している。 これらの特性を正確に評価することは、相互接続性を担保する上でも重要であり、国際的には、IEC 61300-3-53が2015年に制定され、光導波路を伝搬する励振モード特性の一つであるエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の測定方法のうち、二次元のファーフィールド測定を基に算出する具体的な方法を定めている。2020年には、グレーデッドインデックス型のマルチモード光ファイバ、光導波路などを適用範囲に含めるなどの改訂も行われている。 一方、我が国においては、エンサークルドフラックス(EF)測定の元になるトランスマッケンション測定方法については、JIS C 61300-3-43:2012で規定しているものの、EAFの測定方法については標準化されておらず、近年の高速通信用光ファイバ及び光通信デバイスでの利用拡大等に対応し、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際規格との整合が図られた測定方法が確立され、国内での測定結果が国際取引でも使用できるようになり、市場の混亂回避と取引の円滑化が見込まれ、しいては市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.測定条件 5.装置 6.サンプリングと試料 7.幾何校正 8.測定手順 9.結果 10.個別規格に規定する事項 附属書D(規定) EAFテンプレートでの光学系	IEC 61300-3-53: 2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-53: Examinations and measurements - Encircled angular flux (EAF) measurement method based on two-dimensional far field data from multimode waveguide (including fibre)	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月		4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C61757	光ファイバセンサ通則	General specification of fibre optic sensors	【制定する理由(必要性)】光ファイバセンサは、光ファイバ自体をセンサ媒体又は伝送媒体とするセンシング技術であり、小型化、耐環境性、長距離測定性能などこれまでの電気式のセンサはない特長をもつていています。また、取得される大量の測定データは昨今のAI技術との親和性も高く、近年、国内における市場規模が広がってきています。その一方で、光ファイバセンサ製品は、その仕様や評価方法が統一されておらず、ユーザーにとって不便が生じているため、今後の普及促進に向け、適切かつ統一的な試験方法の確立などの標準化が求められています。こうした中で、2018年に国際規格としてIEC61757(Fibre optic sensors - Generic specification)が発行されたことから、これを基に、我が国の市場の実態に即したJISを制定する必要がある。	【期待効果】この規格の制定によって、国際規格との整合が図られ、かつ、我が国の市場の実態を反映した統一的な仕様や評価方法などが示されることから、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際市場の拡大にも寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 製品保証 5. 試験及び測定手順 6. 分類 7. マーキング・ラベル・包装取扱説明書 8. IECタイプの指定 9. 安全性 10. 発注情報 11. 図面	IEC 61757:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバセンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月	1		
JSA	06 電子	制定	C61760-3	表面実装技術－第3部：スルーホールリフロー(THR)はんだ付け用部品の標準的な方法(要求事項)	Surface mounting technology - Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	【制定・改正する理由(必要性)】この規格の対応国際規格IEC 61760-3は、従来の挿入部品のリフローはんだ接続方法(プリント基板下から溶融はんだを吹き付けスルーホールに充填させ電極を接続する方法)に対して、挿入部品を表面実装プロセスであるリフローはんだ接続方法(スルーホールに充填するはんだペースト及び基板表面に印刷するはんだペーストを用いて、リフロー加熱により溶融させたはんだをスルーホールに充填させ電極を接続する方法)の、部品及びプロセスの詳細を規定するもので、2021年に発行された。これによつて、部品業者及び実装業者間の品質トラブルなどの防止のみならず、実装業者のリフローはんだプロセス削減によるエネルギー削減、すなわち、環境への負荷低減の面からも必要な規格であることから、対応国際規格と整合したJISを制定する。	【期待効果】この規格に基づくはんだ技術を採用することによって、部品業者と実装業者との受け渡し当事者間の品質トラブルなどがなくなるとともに、実装業者の表面実装プロセスはんだ付けでの実装不良の低減などを図ることが出来る。また、結果として、それらの基板を装着した電気・電子機器でのトラブルの防止につながるとともに、エネルギー削減による環境問題(CO2削減)への寄与に期待ができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 部品設計及び部品規格への要求事項 5. スルーホールリフローはんだ付け工程の一般的な工程条件 6. スルーホールリフローはんだ付け工程における部品及び部品使仕様への要求事項及び開通試験 7. スルーホールリフロー実装品質判定基準	IEC 61760-3:2021, Surface mounting technology - Part 3: Standard method for the specification of components for through hole reflow (THR) soldering	IDT	第2条の該当号: 第2号、第4号(鉱工業品の設計方法 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電子機器用部品(スルーホールリフロー実装用部品)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月	4		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	05 電気	制定	C62125	電力用及び制御用ケーブルの環境配慮に関する指針	Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	【制定・改正する理由(必要性)】 昨今、環境配慮の重要性・必要性はますます高まっており、とりわけ地球温暖化対策として、世界的にCO2排出削減の取り組みが進んでいる。電線に関して、電線の導体サイズを適正化する(大径化すること)によって、通電時の電力損失が低減でき、これによりCO2削減及び省エネルギー化に貢献できる。この環境及び経済性に配慮した電線の導体サイズの適正化に関しては、我が国が中心となって国際規格化を進め、2019年9月にIEC 62125として発行された。このため、我が国においても、地球温暖化対策としてCO2排出削減の取り組みにより一層貢献していく観点から、こうした環境及び経済性に配慮した導体サイズの導入・普及を進めるための指針として、IEC 62125と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、我が国で使用される電力用及び制御用ケーブルの環境と経済性に配慮した導体サイズの適正化が促進され、無駄な電力損失の低減及び電力発電量の削減に寄与することで、我が国の総CO2排出量が0.9%削減できるとの試算もあり、地球温暖化対策に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義及び記号 4 一般原理 5 環境チェックリストの方法 6 ケーブルのライフサイクルアセスメント 7 環境及び経済性を考慮した最適導体サイズ設計(ECSO) 8 環境情報	—	IEC 62125:2019 Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法、使用方法) 対象事項: 電力用及び制御用ケーブル	法律の目的に適合している。 対象事項: 電力用及び制御用ケーブル	利点: イ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月	29.060.20	5
JSA	05 電気	制定	C62868-1	一般照明用有機EL(OLED)光源－安全仕様－第1部:一般要求事項及び試験方法	Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(OLED)光源の安全性に関する一般要求事項及び試験方法について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能を有している可能性があると共に、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。また、我が国がその技術開発において世界をリードしてきた照明技術でもある。 国際的には、IECにおいて、照明用有機ELの標準化の必要性が認められ、規格制定の検討がなされてきた。我が国は、IEC/TC34の主要メンバーとして参加してきており、2020年5月に照明用有機ELの安全性に関する一般的な要求事項を規定するIEC 62868-1, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and testsが発行された。 このため、我が国においても有機EL(OLED)照明光源の、安全確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 このJISの制定によって、安全性に関する一般要求事項が標準化され、有機EL(OLED)照明光源の安全性が高まり、消費者保護の向上が期待される。また、製品の普及段階から国際レベルの製品が生産・供給されるようになることで、国際競争力の強化につながると共に市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般 5 表示 6 構造 7 機械的強度 8 故障状態 9 絶縁抵抗及び耐電圧 10 熱応力 11 沿面距離及び空間距離 12 耐熱性及び耐火性 13 光生物学的安全性 14 端子 15 照明器具設計のための情報 附属書C 内部短絡の試験方法	IEC 62868-1:2020, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	MOD	第2条の該当号: 第1号(安全度) 対象事項: 一般照明用有機EL	法律の目的に適合している。 対象事項: 一般照明用有機EL	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月	29.140.99	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C62922	一般照明用有機EL(LED)パネル-性能要求事項-	Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(OLED)パネルの性能要求事項について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能をもつ可能性があるとともに、光源そのものが面発光であることから扩散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。そのため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。IECにおいても一般照明用有機ELの標準化の必要性が強く望まれ、規格制定の検討が行われてきた。我が国は、照明用有機ELの技術開発において世界をリードしてきたことから、IEC TC34の主要メンバーとして参加し、2016年11月に一般照明用有機ELパネルの性能に関する要求事項を規定するIEC 62922[Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements]の発行に寄与し、その後、2021年8月にAmendment 1が発行された。このため、我が国においても一般照明用有機ELパネルの、性能確保及び品質向上などを図るために、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、性能要求事項が標準化され、一般照明用有機ELパネルの性能及び品質が高まり、消費者保護の向上が期待できる。また、製品の普及段階から国際規格に整合した製品が生産・供給されるようになり、国際競争力の強化につながるとともに市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般的な注意事項及び試験条件 5 表示 6 入力電力 7 初期光学的特性 8 維持光学的特性 9 信頼性 10 制御装置設計のための情報 附属書C(規定)全光束の測定方法 附属書O(規定)平均輝度の測定方法	IEC 62922:2016 、AMD1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 一般照明用有機EL (OLED)パネル	法律の目的に適合している。 ア、ウ、エ、オ、カ、キ	利点: - 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2022年4月	1			
JSA	07 情報	制定	C62960	ライフサイクル全般にわたる総合信頼性レビュー	Dependability reviews during the life cycle	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、日本が提案し主導して取り組み、2020年に制定された国際標準IEC 62960 Dependability reviews during the life cycleをJIS化するものである。IEC 62960は、システムライフサイクルの全ての段階に適用できる技術的観点からの総合信頼性のレビュー方法に関するガイドラインを提供する。System of Systems (SoS)、Internet of Things(IoT)などの新しい傾向のシステムを含む幅広い分野に応用できる基本的なガイドラインである。IEC 62960制定に伴い、国際標準IEC 61160 (Design review)は廃棄されIEC 62960に置き替えられた。ライフサイクル全体を通じてシステムの総合信頼性を向上させるために、国際規格と整合した総合信頼性のレビュー方法に関するガイドラインが国内でも求められており、このJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格は、製品やシステムの設計及び開発のみならず、ライフサイクルの構想及び定義、製造、据付け・運用及び保全、廃却の段階に従事する産業界の技術者及び責任者、これらシステムを販売する経営マネジメントにとって、インフラ輸出などをはじめとする日本製品の国内外市場展開時の品質改善や効率的な産業活動に寄与する。また、これらの国際取引に関わるプレーヤー及び利用者にとっては、消費者保護や安全確保に寄与するものである。この規格の制定によって、総合信頼性のレビュー方法が国内に広く普及し、国際産業競争力の強化や産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義及び略語 4 総合信頼性レビューの紹介 5 ライフサイクルにおける総合信頼性レビュー活動 6 総合信頼性レビュープロセスの実装	IEC 62960:2020 Dependability reviews during the life cycle	IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。 ア、ウ、エ、オ、カ、キ	利点: - 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月	4			

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	業種 標準作成委員会	制定／改正／廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9029	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－品質マネジメント教育の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for quality management education and training	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、品質マネジメントを適切に実践するために必要な品質マネジメント教育を計画し、実施し、評価し、改善する場合の指針を規定するものである。組織を取り巻く経営環境は大きく変化しており、各々の組織がその使命を着実に果たし続けるには、変化を的確に捉え、自組織の置かれた状況や自組織の強みに応じた経営目標・戦略を定め、その実現に向けて從来の仕事のやり方を変えていくことが必要になる。品質マネジメントは組織がこのよな取り組みを行な際に役立つ方法論の一つであり、製造業だけでなくサービス業、小売業、さらにはエネルギー、通信、運輸、医療、福祉、教育、金融などのあらゆる分野で活用され、効果を上げている。品質マネジメントを実践する場合、組織の構成員一人ひとりが基本的な原則を理解した上で、方針管理、日常管理、小集団改善活動、品質保証などの具体的な活動に取り組む必要がある。しかし、これらの活動を適切に行なう能力を持った人材をどのように育成すれば上いかについて、規範となるものが少なく、各組織がそれぞれの実情を踏まえて独自の階層別分野別教育体系及び品質マネジメント教育のしくみを構築している。そのため、中には、問題解決力などの必要な能力を持つ人材の育成が十分できており、結果として品質マネジメントを適切に実践できていない組織もある。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	【期待効果】この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な品質マネジメント教育の具体的な指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切な品質マネジメント教育が行われるようになる。品質マネジメント教育において「アップマネジメント」が果たすべき役割、育成すべき人材及び能力、階層別分野別教育体系などについての共通の理解が進むとともに、品質マネジメント教育に関する計画・実施・評価・改善、推進段階別、部門別及び地域別の品質マネジメント教育等が行われ、品質マネジメントの効果的な実施、延いては、その組織が提供する製品・サービスの品質・質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することが期待できる。また、サービス産業(医療・福祉・運輸・教育など)へのTQMの普及促進が期待できる。	主な規定項目は以下の通り。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用途及び定義 4. 原則 5. 一般要求事項 6. 組織運営機構に関する要求事項 7. 資源に関する要求事項 8. 妥当性確認／検証プログラム 9. プロセス要求事項 10. 情報に関する要求事項 11. マネジメントシステム要求事項 附属書A: 総合的品質管理における品質マネジメント教育の役割及び位置付け 附属書B: 品質マネジメント教育の研修プログラムのカリキュラム例	—	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2021年7月	4			
JSA	03 適合性評価	制定	Q17029	適合性評価－妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項	Conformity assessment - General principles and requirements for validation and verification bodies	【制定・改正する理由(必要性)】ISO 17029は、ISOの横断的委員会であるISO/CASCO(適合性評価委員会)において開発されたものである。 妥当性確認(Validation)及び／又は検証(Verification)(以下、両者を指してVVと称すことがある)を提供する機関の活動について、原則と要求事項を示すものであり、ISO/IEC 17000(ISO/IECにおける適合性評価の用語及び一般原則を記した規格)の附属書Aに記載されている“適合性評価への機能的アプローチ”(選択、確定、レビュー及び証明)に沿って記述されている。 適合性評価を行う機関に関する規格としては、既にJIS Q 17021-1(ISO/IEC 17021-1にIDT)、適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)、JIS Q 17065(ISO/IEC 17065にIDT)、適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025にIDT)、試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)等、様々な適合性評価の分野で規格開発が行われている。しかし妥当性確認／検証に関しては、温湿度効果ガスの分野でJIS Q 14065(ISO 14065にIDT)、(温湿度効果ガス－認定又は他の承認形式で使用するための温湿度効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)が開発されているものの、妥当性確認／検証を全般的に規定するものは開発されていなかった。 近年、適合性評価への要望は広がりをみせており、妥当性確認／検証は新しいタイプの適合性評価として様々な分野での活用が期待されており、VVを提供する機関に対する要求事項を定めるISO 17029への期待は高いものと考えられることから、ISO17029とIDTの本JISを制定する必要がある。 また、ISO 17029はISO 14065の上位に位置づけられており、今後、ISO 14065はISO17029に整合させる形で改定が行われることになる。このため、IDTのJIS Q 14065の普及、効果的な活用のためにも、本JISの制定が必要であると考えられる。	【期待効果】妥当性確認(Validation)は、意図された用途又は予測された成果についてのクリエイティブ表明、主張等に対する“信頼性に足るとの確認”(将来の活動の成果が対象)であり、検証(Verification)は、既に発生した事象又は既に得られた結果についてのクリエイムに対する“真実性の確認”(過去の情報に基づいた評価が対象)であり、製品認証や試験などの適合性評価が保証するものとは対象を異にするものである。 この規格は、すべての業種に適用可能である。また、第一者、第二者、第三者が行う妥当性確認／検証に活用することができ、認定機関による認定、国際的組織、規制当局、企業、消費者等がVV(いずれか、あるいは両方)を提供する機関を承認する際にも用いることができるものであり、我が国におけるVV機関の信頼性の確保に資するものになると考えられる。 国際的にも、VVの信頼性の確保という観点から本規格を満たす必要が生じ得ることが十分に考えられることから、VV機間にとってもステーキholderにとっても重要な意味をもつ規格であり、本JISの制定によって、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用途及び定義 4. 原則 5. 一般要求事項 6. 組織運営機構に関する要求事項 7. 資源に関する要求事項 8. 妥当性確認／検証プログラム 9. プロセス要求事項 10. 情報に関する要求事項 11. マネジメントシステム要求事項 附属書A(参考) 附属書B(参考) 附属書C(参考)	ISO/IEC 17029:2019 Conformity assessment - General principles and requirements for validation and verification bodies	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 適合性評価	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月	03.120.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X5150-3	汎用情報配線設備 第3部:産業用施設	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 3:Industrial premises	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これに対応するため、2017年に、情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通的一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系となつた。一つの規格体系とすることによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行なうことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備 第1部:一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備 第2部:オフィス施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている“産業用施設”について、対応国際規格であるISO/IEC 11801-3及びそのAmendment1: 2021を基に、新たにJISを制定する必要がある。また、規格名称の主要要素を“構内情報配線システム”から“汎用情報配線設備”に改める必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行なうことが可能となり、ネットワークの相互接続への対応を容易にできるとともに、最新のアプリケーションだけでなく、開発中のアプリケーションを含めた要求に対応が可能となることが期待できる。また、システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となることが期待でき、システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できるとともに海外市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略語及び記号 4 適合性 5 汎用配線設備の構造 6 チャネル性能要件 7 リンク性能要件 8 基本設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コード 12 附属書A(規定)産業用配線システム 13 附属書B(規定)追加の基本設計	なし	ISO/IEC 11801-3:2017, Amendment 1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(構造、性能)	法律の目的に適合している。 対象事項: 汎用情報配線設備	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月	35.200	2
JSA	07 情報	制定	X5153	平衡配線設備-エンドツー-エンドリンク、モジュラープラグ終端リンク及びダイレクトアタッチ配線設備の測定	Information technology - Implementation and operation of customer premises cabling -Part 4: Measurement of end-to-end (E2E) links, modular plug terminated links (MPTLs) and direct attach cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 無線LANの急速な普及に伴って、エンド-エンドリンク、モジュラープラグ終端リンク(MPTL)、ダイレクトアタッチ配線設備などの配線構成は増加傾向にあるが、今後、産業用施設内におけるネットワークの普及によって、この増加ペースが加速することが予想されている。このような状況のもと、国際の場では、汎用情報配線設備に対してJIS X 5150-1(汎用情報配線設備 第1部:一般要件)で規定されている構造化配線(チャネル及びバーマントリンク)以外の上記の配線構成で施工された配線設備の測定について、ISO/IEC 14763-4として規定されており、2021年に第2版が発行されている。 これらの配線構造での施工が日本国内においても行われているが、これらの配線構成の測定に対応する規格が存在しておらず、施工業者によって異なる測定(MPTL配線構成をチャネルで測定するなど)が行われる原因となっているとともに、異なる測定方法を用いると、同じ配線設備を測定しても、得られる測定結果が異なることになり、施工品質を保証する上で問題が起きる可能性が指摘されている。 このため、汎用情報配線設備が適切に運用されるためにも、ISO/IEC 14763-4:2021を基に配線構成を測定する規格を早急にJISとして制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、正確な品質の検証が可能となるとともに、異なる施工業者が施工、試験しても、測定方法が規定されることによって、同一手順の試験を行うことが可能となる。また、設計者(発注者)は、仕様書に配線構成及び試験規格を記載することで、必要な配線性能を明示することが可能となる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義並びに略語 4 適合性 5 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送性能 6 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送規格値 7 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準面 8 試験 9 試験ヘッド要件 10 附属書B(規定) E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準性能試験体系及び施工性能試験体系	ISO/IEC 14763-4:2021	IDT	第2条の該当号: 1(性能)	法律の目的に適合している。 対象事項: エンド-エンド(E2E)リンク、モジュラープラグ終端リンク(MPTL)及びダイレクトアタッチ配線設備	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月	35.200	2	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	業種 標準作成委員会	制定／改正／廃止 (制定の場合 は、仮の番号)	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X21841	システム及びソフトウェア技術－システム オブ システムズの分類方法	Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	【制定・改正する理由(必要性)】 ネットワークを介してシステム間接続が急速に進み、様々な領域での利用が拡大している社会環境にあって、システムが、自身の目的に沿って開発され運用される一方で、より迅速かつ大きな別の新たなサービスを目的としていたシステム オブ システムズ(SoS: System of Systems)に、そのシステムが当初の想定にあるかないかに問わらず、構成要素の一つとして組み込まれるケースが増えている。個々のシステムは、それ独自の利用目的のために開発・運用・改良・保守されるのと並行して、それらを相互運用するSoSに組み込まれれば、システムは運用時又は改良時に、組み込まれたSoSに影響を及ぼし、また、その個々のシステムもSoSの開発・運用・改良・保守から影響を受けるといったリスクを抱えることになる。 ISO/IEC/IEEE 21841:2019は、システム オブ システムズ(SoS)の標準化された分類方法を定義し、四つのタイプによりエンジニアリングのアプローチが異なり、SoSの運用、マネジメントの程度が異なることを示す国際規格として制定されている。これによって、SoSの各タイプ別の特徴・特性とのリスクに対して、ステークホルダーの理解を促進し、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引についての合意形成を迅速かつ円滑なものにする。 また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプ別の特徴・特性を把握することを促進することで、リスクに応じて効率化したシステムズ・エンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを、SoS及び個々のシステムの開発・運用・改良・保守について計画し対策することを可能にする。 このような状況から、個々のシステムのリスクを解消するためには、システム オブ システムズ・エンジニアリング(SoSE)と関連させたこのSoS分類方法を国内に広く普及させる必要があり、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、SoSの分類方法が明確となり、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引について、より迅速かつ円滑に合意形成されることが期待される。 また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプの特徴・特性を把握し、そのリスクに事前に対策できるよう効率化したエンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを用いることで、SoS及び個々のシステムの開発・運用・改良・保守の作業を効率化できることが期待される。 さらに、上記はSoSの品質や安全性を高め安定化されることにつながり、特に、ヘルスケア、輸送、エネルギーといった公共インフラシステムのSoS化進行も含む様々な領域での巨大かつ系統的な社会技術システム(Sociotechnical systems)の実現及び持続性の向上が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 概念及び適用 5 システム オブ システムズの分類方法	ISO/IEC/IEEE 21841:2019 Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	IDT	第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の種類、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	4		
JSA	07 情報	制定	X22123-1	情報技術－クラウドコンピューティング－第1部:用語	Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 クラウドコンピューティングは、これから情報化社会の根幹として、IoTやスマートシティなど、インターネットを基底としたコンピュータ資源の共有と利用形態(スケーラブルで弹性のある共用可能な物理的又は仮想的なリソース資源へのネットワークアクセス)を提供するものである。しかし、市場で使われているクラウドコンピューティングの用語や定義は、業界や市場さらに政府調達や政府ガイドラインにおいても、必ずしも統一的に定義されたものではなく、それぞれが独自に定義し使用している。 現在、クラウドコンピューティングの分野で使用される語彙の用語及び定義並びに概要について、ISO/IEC 17788:2014に基づきJIS X 9401(情報技術－クラウドコンピューティング－概要及び用語)が制定されている。一方、国際規格は、JIS X 9401の対応国際規格であるISO/IEC 17788を含め、ISO/IEC 17789、ISO/IEC 19086、ISO/IEC 19941、ISO/IEC 19944などクラウドコンピューティングに関する国際規格から関連の用語及び定義を抽出し、網羅的・統一的に示す用語集として、2021年にISO/IEC 22123-1(Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary)が新たに制定された。このような状況から、これら情報化社会の根幹となるクラウドコンピューティングの技術の実態に即した用語及び定義にJISを改める必要があり、国際規格との整合性を図ながら、すでにJIS規格として制定されているJIS X 9401:2016を包含し、規格体系も国際規格に合わせて、新たな規格群としてJISを制定する必要がある。このため、このJISの制定に伴い、JIS X 9401を廃止する必要がある。 ISO/IEC 22123規格体系における後続するパートについて、ISO/IEC 22123-2 (Part 2:Concepts)は委員会段階、ISO/IEC 22123-3 (Part 3:Reference Architecture)は提案段階に進み規格開発が進んでいる。	【期待効果】 今回、国際規格においてクラウドコンピューティングに関する用語の棚卸しを行ってまとめたISO/IEC 22123-1を基にJISを制定し、利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上が図られるとともに、市場での不便や混乱が解消され、国際的に通用する市場形成に役立つことが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義	JIS X 9401:2016 Information technology - Cloud computing: Part 1: Vocabulary	IDT	第2条の該当号: 第5号(電磁的記録の用語) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	4		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X23396	ソフトウェア及びシステム技術—ソフトウェア及びシステム開発における作業生産物のレビューのツールの能力	Systems and software engineering—Capabilities of review tools	【必要性】 システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組み込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になっており、従来にもまして高い品質が求められ、また品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 大規模なプロジェクトにおいては、1,000件を超えるレビュー指摘事項があり、これらに対する対処を漏れなく実施するためには、ソフトウェアツールの利用が不可欠となっていている。 従来は、レビューツールとして具備すべき能力の規範は規定されておらず、ツールベンダー又は文書編集ツールベンダーが個別に能力を提供してきたおり、文書にメモを付与するだけの能力から、レビューの指摘事項すべての状態管理をする能力を備えるものまで千差万別であり、利用者は何をもってレビューツールとするのかさえ不明瞭であった。 このような状況において、レビューツールが具備すべき能力を規定する国際規格であるISO/IEC 23396が2020年7月に出版された。ISO/IEC 23396は、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト並びに保守に関与するすべての組織が使用できる作業生産物レビューを支援するソフトウェアツールが具備すべき能力を規定している。また、ISO/IEC 23396は、生産物レビュープロセスを規定する国際規格ISO/IEC 20246(2020年度JIS原案作成中)との整合性もとられている。 このため、国内においてもISO/IEC 23396と整合性のとれた最新のレビュー規格を制定し、普及させる必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することにより、利用者がレビューツールを採用する際に、客觀的かつ透明性が高い基準に基づく合理的なツールの評価、選定が可能となる。また、適切なレビューツールの活用によりソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質を向上することが期待される。さらに、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 レビューツールのオブジェクトモデル 5 レビューツールのエンティティ 6 レビューツールの能力	IDT	ISO/IEC 23396:2020, Systems and software engineering — Capabilities of review tools	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	4		
JSA	07 情報	制定	X23761	EPUBアクセシビリティ—EPUB出版物の適合性及び発見可能性の要求事項	EPUB accessibility — Conformance and discoverability requirements for EPUB publications	【必要性】 近年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書パリアフリー法)の制定(2019年)及び「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准(2018年)を受けて、印刷物だと判読できない人にも読めるような電子書籍(アクセシブルな電子書籍)を推進することが必要になってきている。そのために、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示する方法が強く望まれている。 一方、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示するための規格として、EPUB出版物のアクセシビリティを検証するためのコンテンツ適合性要求事項、及びEPUB出版物を検出可能にするためのアクセシビリティデータ要求事項を規定したISO/IEC 23761が制定されている。このような状況から、この国際規格を基に日本語固有の情報も追加し、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、電子書籍のアクセシビリティがどこまで達成されているかが出版側にも利用者にも把握できるようになり、アクセシブルな電子書籍が必要とする人(印刷物だと判読できない人)にとっては、自分にとってアクセシブルな電子書籍を入手することが容易になる。出版する側としては、EPUB電子書籍がどこまでアクセシブルかを意識する機会となるとともに、国際整合したJISの制定によって、電子書籍の市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 スコープ 2 引用規格 3 用語及び定義 4 成功技術 5 古い版への適用 6 適合性クラス 7 発見可能性 8 アクセシブルな出版物 9 最適化された出版物 10 配布	ISO/IEC 23761:2021 Digital Publishing — EPUB Accessibility — Conformance and discoverability Requirements for EPUB Publications	第2条の該当号: 第8号(電磁的記録に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	4			

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X30300	情報及びドキュメンテーション記録管理－中核概念及び用語	Information and documentation - Records management - Core concepts and vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション記録管理－第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30300(中核概念及び用語)では、記録管理領域における記録、評価、記録マネジメントシステムなどの中核概念とそこで使用する用語について、明確で体系だった説明及び定義を記載している。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国において記録管理及び記録マネジメントシステムの確固たる基盤を形成するために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30301(要求事項)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとして制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定を通して、トップマネジメントによる「記録マネジメントシステム」及び「記録管理」の普及・定着を促進し、業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30300(要求事項)では、記録管理領域における記録、評価、記録マネジメントシステムなどの中核概念とそこで使用する用語について、明確で体系だった説明及び定義を記載している。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国において記録管理及び記録マネジメントシステムの確固たる基盤を形成するために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30301(要求事項)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとして制定を予定している。	主な規定項目は、次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 3.1 組織の概念に関する用語 3.2 記録の概念に関する用語 3.3 評価の概念に関する用語 3.4 記録管理及び記録プロセスの概念に関する用語 3.5 記録コントロールの概念に関する用語 3.6 システム及び記録システムの概念に関する用語	ISO 30300:2020	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2022年4月	1		
JSA	07 情報	制定	X30301	情報及びドキュメンテーション記録マネジメントシステム－要求事項	Information and documentation - Management systems for records - Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション記録管理－第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30301(要求事項)では、組織の状況に応じて役割及び責任、体系的プロセス、測定及び評価、並びにレビュー及び改善についての要求事項を定めている。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国のような団体・組織における「記録管理の運営」を適正に発展させるために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30300(中核概念及び用語)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとしての制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定によって、より適正で効率的な記録マネジメントシステムを構築するための諸要素が明確になって、記録に関するマネジメントシステムの確立が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティ及び公益性承認の確保が期待できる。	主な規定項目は次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 オペレーション 9 パフォーマンス評価 10 改善方策 11 附属書A(規定)記録のプロセス、制御及びシステムのオペレーションに関する要求事項	ISO 30301:2019	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2022年4月	1		

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2022年6月7日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する 判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	07 情報	制定	X33004	情報技術－プロセスアセスメント－プロセス参考モデル、プロセスマネジメントモデル及び成熟度モデルの要求事項	Information technology - Process assessment - Requirements for process reference, process assessment and maturity models	【制定・改正する理由(必要性)】 IoT時代においては、他社開発のソフトウェアと自社開発のソフトウェアを結びつける必要があり、結び付けの複雑性及び規模は増大する傾向にある。そのため、ソフトウェアの高い開発プロセス能力水準への到達及び維持が必要であり、それにはプロセスアセスメント手法が有効である。プロセスマセスメント手法を理解する上で、ベースとなるプロセスマセスメントモデルの考え方の理解が求められるが、現状、我が国では、適切な標準が存在していない。 また、アプリケーション開発、モバイルベース開発、セキュリティ、機能安全等、新たなソフトウェア開発プロセスへの対応も求められている。そのため、既存プロセスに対するアクティビティ追加スキルや新たなプロセス構築スキルが必要であり、それにはプロセスマodelの構築の考え方の理解が有効であるが、同じく我が国では、適切な標準が存在していない。 一方、ヨーロッパでは既に自動車業界を中心としてプロセスマセスメントが実施されており、現在、ソフトウェア開発プロセスマセスメント手法に関する国際規格であるISO/IEC 33000(33K)シリーズのJIS化を進めており、すでに、33Kシリーズの概念、用語定義及びアセスメント手順を規定したISO/IEC 33001及びISO/IEC 33002、アセスメントに関わる統計処理の解釈法の定義を与えるISO/IEC 33003、並びにこの解釈法に基づき具体的な採点を実施するための方論を定義するISO/IEC 33020については、JIS X 33001～JIS X 33003及びJIS X 33020(開発中)としてJIS化されている。 さらに、この33KシリーズのISO/IEC 33004は、アセスメントに使うプロセスマodel、プロセスマセスメントモデル、成熟度モデルへの要求事項を規定した規格であり、アセッサに対して、プロセスマセスメントモデルの理解を深めることで、精度の高いアセスメントの実施とプロセスマセスメントの促進を可能とし、また、プロセス改善を担うSEPG(ソフトウェアプロセス改善者)、及び現場のソフトウェア開発技術者に対して、プロセスマodelの構築に対する理解の向上が可能となる規格である。これにより製品品質や安全性の向上を図ることが可能である。 このような重要性を鑑み、ISO/IEC 33004の理解及び普及を促進するため、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定により、国内におけるプロセスマセスメントの実施が促進され、当該市場への組込みソフトウェアを含むサプライヤーが輸出している輸出額の維持・拡大が期待できる。 また、プロセスマセスメントは、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティ等へ拡大されようとしており、このJISの制定により、この流れの促進が期待できる。 さらに、この規格の制定により、アセッサによるプロセスマセスメントモデルの理解、SEPGや現場のソフトウェア開発技術者のプロセスマodelの理解の促進を通じて、製品品質や安全性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. プロセスマodelの要求事項 5. プロセスマodel 6. プロセスマセスメントモデル 7. 成熟度モデル	特になし	ISO/IEC 33004:2015 Information technology - Process assessment - Requirements for process reference, process assessment and maturity models	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法)	法律の目的に適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	利点: - 欠点: いすれも該当しない。	1. 國際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月	Error		